

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第52号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第55号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第56号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第57号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成31年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第61号 平成31年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第16 議案第62号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議案第63号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第64号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第65号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第66号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第67号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 巢 南 庁 舎 管 理 部 長	棚 橋 正 則
健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
代 表 監 査 委 員	堀 廉	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	松 山 詔 子		

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

ただいまから令和2年第3回瑞穂市議会定例会を開会します。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番 杉原克巳君と12番 棚橋敏明君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず1件については、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして、1件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和2年6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議員派遣の結果を報告願ひます。

8月19日から21日の市町村議会議員研修、政策法務について、北川静男君から報告願います。

4番 北川静男君。

○4番（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番 北川静男です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、これより報告をさせていただきます。

令和2年度市町村議会議員研修として、「地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～」が8月19日から21日までの3日間、大津市の全国市町村国際文化研究所で開催され、瑞穂市議会からは、広瀬守克議員、藤橋直樹議員と私の3名が参加しました。代表して私が報告いたします。

今年度の研修は、新型コロナウイルスの影響により、例年よりも少ない参加者でしたが、北は北海道から南は九州、長崎と全国から38名の参加がありました。新型コロナウイルスの感染対策のため、大きな講堂で1机1人、かつ1つ置きで千鳥に座り、ソーシャルディスタンスをしっかりと確保して受講いたしました。まず初日は、開講オリエンテーションを行った後、帝京大学法学部教授 井川博先生から、地方議員と政策法務、新潟大学経済学部教授 宍戸邦久教授から、法制執務の基本についておのこの先生から講義がありました。

私は、2人の先生方の話を通じ、地方分権改革と地方議会改革の必要性を改めて感じ、現状分析の必要性を感じました。ちなみに、議会改革の例を紹介いたしますと、地方議会の合理化、コスト節減では、議員定数では1998年末6万3,140人が、2019年末では3万2,430人、議会費では6,023億円から4,194億円と減少。活性化の面から、議員提案条例の状況が1議会1年当たり0.8件から2件と増加。議会基本条例制定済みの自治体が全国で1,718議会中、888議会と増加等様々な面で改革が進められております。

条例制定のポイントは一番大事なこととして、立法事実を検証すること。つまり、これは法律、条例の基礎となり、それを支える一般的な事実、立法を行う際にその必要性、正当性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実を検証し、なぜ条例を制定しなければならないのかという現状分析をすることです。そして、法的課題の明確化。どんな問題を条例制定によって解決するかを明確にすること。さらに、条例制定の目的の明確化、課題、必要性の具体的な検討が大切であり、住民に分かりやすく説明することです。

次に、条例制定と議会の役割です。

市長の提出する条例の審査、チェックする役割が議会にはありますが、議員条例の立案、議会への提出等を提出する場合は、住民の立場に立って自治体の施策や運営の基本を定めるものでなければなりません。縦割りの行政組織の枠を超え、住民、NPOとの連携を図って推進する必要もあります。また、議員立法の限界ということで予算と条例があります。「予算上の措置が適確に講ぜられる見込みがなければ条例が提出できず」と地方自治法第222条に定められ

ています。財政負担を伴う条例を議員提案する場合は財政状況を考慮し、議会と行政が綿密に連携することが必要になります。以上が1日目の報告です。

研修2日目は、条例立案の演習がありまして、4つの条例のテーマがあり、テーマ別に9つのグループに分かれて条例立案の演習に入りました。私たち3人は、議会基本条例のテーマで2つに分かれて行いました。午前9時25分から午後6時半までしっかり頭脳を働かせました。最後は、基本条例ができた達成感と満足感が充満しておりました。

研修3日目は、前日各グループで作成した条例の発表と、質疑、先生の講評でした。私もグループを代表して発表してまいりました。最後に、アンケートを記入して閉講となりました。

3日間の研修を通じて感じたことは、条例を制定することの大切さ、大変さを実感することができました。これからは、住民の立場に立って課題解決に向け取り組み、行政と議会が同じ目的を持ち同じ方向を向いて課題解決に取り組む必要性を感じた次第です。

以上で研修報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 次に、8月24日から25日の市町村議会議員研修、自治体予算について、若原達夫君から報告願います。

3番 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番 若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、代表して研修の報告をさせていただきます。

8月24、25日の2日間、市町村議会研修「自治体の予算を考える」を、大津市内の研修所にて受講してまいりました。参加者は、森清一議員、森健治議員、関谷守彦議員と私の4名でした。講師は、武庫川女子大学経済学部教授の金崎健太郎氏でありました。

講義の内容は、自治体予算の原則、歳入歳出予算の基礎とチェックポイント、財政の現状把握と財政判断などであり、その後、意見交換会がありました。講義の冒頭に自治体予算の在り方、つくり方について一般企業とは異なる説明がございました。官庁会計は、現金主義会計・単式簿記であるのに対し、企業は、発生主義会計・複式簿記であるということです。官庁会計の現金主義会計のメリットは、現金の収支に着目した会計処理原則であり、現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資することであり、またデメリットは、現金支出を伴うコスト、例えば減価償却費や退職手当引当金のなどの把握ができない点でございます。また、官庁会計は、経済取引の記帳、現金の収入、支出として一面的に行う手法の単式簿記を採用していることです。こうした状況の中、現金主義会計、単式簿記では見えにくいフローとストックの情報を明らかにし、財政の明確を進めるために平成18年度から整備された連結ベースでの財務書類4表に続き、平成28年度から決算の統一的な基準による財務書類の作成が求められ、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書などの作成が求められるようになったとの説明がありました。

すなわち、企業会計の発生主義会計や複式簿記の利点を取り入れることにより、今まで分からなかったコストの情報の見える化、また資産のストック情報の見える化につながるという説明がございました。

また、私たちに関連することとして、議会での承認・認定が予算、決算で必要であり、特に予算の事前統制が重視されることが説明されました。その中で最も大切なことは、作成目的が利益の追求ではなく、住民の福祉の増進であることを認識するように強調されました。

予算のルールについては6つの原則があり、会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算単一主義の原則、予算統一の原則、予算事前決議の原則、そして予算公開の原則がございました。このようなことを私たちは2日間にわたり講義を受け、勉強してまいりました。

最後に、私がこの2日間講義を通じて感じたことを述べさせていただきます。今回の講義は、当然のことながらベテラン議員から新人議員、全てが対象の講義でございました。基本的には、簡単な用語説明に始まり、奥深いところまで幅広く講義されました。私は、講義内容の一部に深く理解するところまで知識もなく、難しく感じました。しかし、議員として議会に立ち、予算を審議する上で、新人議員だから分からなくても許されるだろうという気持ちを払拭して、今後よりよい瑞穂市の予算を審議することが責務だと痛感をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 次に、8月28日の市町村議会議員セミナー、自治体の防災対策と災害時の市町村議会議員対応について、森健治君から報告願います。

6番 森健治君。

○6番（森 健治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号6番 森健治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより議員派遣の結果報告をさせていただきます。

8月28日金曜日、令和2年度市町村議会議員セミナー、午前と午後の部がございましたけれども、私たちは午前の部に参加をさせていただきました。「自治体の防災マネジメントと災害時の議会・議員活動」をぎふメディアコスモス、みんなのホールにて受講してまいりました。参加者は、瑞穂市議会議員 庄田昭人議長、若井千尋副議長、若園五朗議員、広瀬武雄議員、馬淵ひろし議員、森清一議員、関谷守彦議員、北川静男議員、藤橋直樹議員、広瀬守克議員と私の11名でした。参加者11名を代表して報告させていただきます。

講師は、東京都にあります跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授 鍵屋一氏でした。2018年の西日本豪雨、昨年の台風19号、本年7月の球磨川流域での7時間で600ミリを超える雨量、真夜中の避難指示、関連死を含むと多くの方がお亡くなりになっています。当たり前のように毎年大きな災害が起きています。講演では、近年の社会状況は、進み続ける高齢化、75

歳以上はこの25年で2.5倍、激増する高齢単身世帯、これも25年で3.2倍、近所付き合いは減っている。減り続ける消防団員数、公助にも限界があるとのことでした。災害時、「誰が逃げろと伝えたか」「誰が逃げるのを支援したか」の質問に、調査結果上位3つは、双方共に、1. 家族・同居者、2. 近所・友人、3番目に福祉関係者ということでございました。近所、友人、特に福祉関係者の支援が強いということでございました。

次に、災害に対して、なぜ人は備えないのか。なぜ、企業、行政の災害対策の優先順位が低いのか。これには正常化の偏見、自分は大丈夫という思い込み、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価してしまう人間の特性となっている。災害を想定した日常の訓練が非常に重要と話されました。

また、災害時の災害対策と個人情報扱いでは、2013年6月災害対策基本法改正により、名簿情報を提供できるということになりました。本人の同意は不要、ただし、市町村の条例によるという注意書きがございましたけれども、事前に自治会長などに情報提供されるとよいと話されました。また、福祉施設の避難事例から、「なぜ避難できたか」の問いに、1. 過去の水害経験、2. 事前に避難計画、3. 避難訓練の実施、4. 事前に避難場所の確認、5. 避難ルートの確認、6. 必要な物資を積み込み待機する、7. 異常な前兆現象、行政の避難勧告と説明されました。

セミナー後半は、災害時の議会・議員の使命として、住民の命を守る。市町村当局と協働し、国・都道府県・防災関係機関・国民に働きかけるを柱に、復旧・復興期の議会・議員の対応方法、地方議会の役割、議会が執行機関と対等な災害対策本部等を設置する意義、課題。災害時にトップがなすべきこと、災害時議会がすべきこと、してはならないこと、ここで申された中で、特に行政職員を議員は威嚇したり叱責しないということをお話していただきました。

最後に、このセミナーを受けて感じたことを述べさせていただきます。昨日9月1日は防災の日で、国も命を守る対応を徹底すると報道されました。自分の命は自分で守るを第一に考えること。また、先ほども述べさせていただきましたけれども、正常化の偏見、自分は大丈夫、災害に対して甘い認識を捨てることが大切だというふうに関じ、また平常時の防災訓練等はとても重要であると思いました。地域の皆さんにもその思いを伝えていかなければならないと感じました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、6件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

令和2年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月26日岐阜市もえぎの里多目的体育館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は3件であり、概要は次のとおりです。

議案第7号令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出の予算総額にそれぞれ40億5,709万6,000円を追加し、総額2,598億1,779万円とするものであります。

歳入は、令和元年度療養給付費の精算に係る国・県・市町村支出金2億4,049万6,000円、繰越金38億1,660万円であります。

歳出は、令和元年度療養給付費等の精算に伴う償還金40億5,709万6,000円であります。

次に、議案第8号令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額2億7,145万9,000円、歳出総額を2億3,463万1,000円で、差引き額は3,682万8,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億5,990万7,000円であります。

歳出の主なものは、人件費等の総務費2億3,315万8,000円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,612億6,504万円、歳出総額を2,536億4,180万7,000円で、差引き額は76億2,323万3,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金442億8,962万円、国庫支出金840億4,066万2,000円、支払基金交付金1,018億6,876万円、繰越金98億9,103万6,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費2,471億1,751万8,000円、諸支出金50億4,228万8,000円、保健事業費8億4,766万5,000円などであります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者に係る保険料の減免に関する事項について定めるため、条例を制定するものであります。

以上3件は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決しました。このほか2件の専決処分報告があり、全て承認がなされました。詳細については、市民部医療保険課に資料が保管され

ていますので、御覧いただければと思います。

次に、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償）を報告します。

令和2年3月27日、瑞穂市唐栗190番2地先における市道の路肩にできた段差が原因で相手方の車両が損壊した事故について、和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分をしたものであります。

次に、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第7号平成31年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第8号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第9号平成31年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第10号平成31年度瑞穂市下水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成31年度の決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれ発生をしておりませんでした。実質公債費比率につきましては、前年度より0.5%減の0.6%になりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告をいたします。

以上、6件について行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第51号から日程第21 議案第67号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第21、議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

市長、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 暦は9月に変わりましたが、まだまだ暑い日が続いています。今年は、東海地方の梅雨明けも8月1日と例年より10日以上遅く、7月後半は雨続きでしたが、その後真夏日、猛暑日と命に関わる危険な暑さが続きました。議員、市民の皆様に残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、令和2年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたことに、お礼を申し上げます。

さて、まずは全国規模で第2波と言われているコロナウイルス感染症です。6月は一旦落ち着きを見せていましたが、御存じのように7月の末から急増し、連日、全国で1,000人を超える感染者が報道されました。第2波の特色は、年齢も以前と異なり、保育園児から大学生など、若い方の感染の増加や家庭での家族感染など感染状況が変化しています。当市でも8月末現在で感染者数は18人となり、7月下旬から8月中旬にかけては連日、感染者の確認がなされました。8月7日には、市内の児童の陽性との連絡があり、翌8日には、当該児童の行動履歴やクラスや関係職員などの名簿の確認を行うと同時に、当該小学校校舎の消毒作業の対応をいたし

ました。ウイズコロナとは、いつどこで感染者が発生してもおかしくない状況の中、新しい生活様式を取り入れてコロナウイルスとともに暮らすものとなっています。市でも市役所で感染者が確認された場合の対応について、市役所における緊急対応マニュアルをまとめ、市民サービスに支障が出ないように準備をしているところです。さらに市民の皆様へ、防災行政無線によるコロナ感染症対策や熱中症予防に関する放送に加え、「コロナに負けるな！プロジェクト」と題し、庁舎の屋上の望楼壁面を利用した新型コロナウイルス感染拡大防止に関するメッセージを発信し、新しい生活様式や健康管理の啓発を行ってきました。

また、今年にはコロナ感染症の影響で小学校、中学校が5月まで臨時休校となり、夏休みを短縮して授業を行いましたが、8月の炎天下の中、特に下校の時間帯には子供たちの熱中症が心配されました。そこで、遠距離通学をしている穂積小、牛牧小、本田小の1・2年生への対応として、下校時にみずほバスを利用する熱中症対策を行いました。コロナウイルスは、皆さんも御存じのとおり、抜本的に治療することができないため、私たち行政は、コロナウイルスの感染者をいかに少なくするかが求められ、一方では、市民の皆さんの日常生活や経済活動を維持させなければなりません。日銀をはじめとする経済指標は、実質経済成長率ほか、景気、設備投資など予測も含めて軒並みマイナスとなっています。

8月17日に内閣府が発表した今年4月から6月までのGDP速報値では、国内の多くの企業の決算が悪化し、中部地方でも上場する主要企業148社中44%が赤字決算であり、年ベースでのGDPはマイナス27.8%と予想が報道されました。この数値は、リーマンショックを超えるマイナス値で過去最大の減少となり、消費は激減し、コロナウイルスの世界的な影響により、輸出も伸び悩んでおり、内需外需とも大変厳しい状況です。こうした経済状況の悪化が家計を直撃するものを表すものとして、大手の夏の賞与、一時金も昨年比でマイナス2.17%となり、企業、家計とも、先行きは大変不安な状態です。6月の短期経済観測調査では、景気は落ち込みつつも最悪期を脱しつつあるとされていましたが、この第2波の影響で今後さらに伸び悩み、経済への影響は長期化することが見込まれ、市の財政への影響も懸念されるところです。

瑞穂市のコロナウイルス対策事業の進捗状況ですが、特別定額給付金につきましては、8月20日をもって受付を終了し、最終的に99.8%の方へ給付を行いました。また、市内飲食店の経済対策事業として、8月1日から、かきりん振興券の使用や飲食店のスタンプラリーも開始をしています。かきりん振興券は、現在143店舗でお使いいただけます。また、スタンプラリーを実施している飲食店は52店舗と増え、既に5か所のスタンプを収集され引換えされた方が800人を超え、大変好調な滑り出しだったと思います。コロナ禍での事業でありましたが、各店舗の方には来客者の手指消毒や店内の消毒など、感染症対策に御協力をいただき、事業の成功につながったものと感謝しています。

9月1日からは幅広い市内の事業所の方を対象に手指消毒や店舗の消毒、アクリル板の設置

など、新型コロナウイルス感染症対策を支援する申請の受付を開始しています。全ての小売・サービス業の方が感染症対策に取り組んでいただきたいと思います。

話題は少し遡りますが、7月14日に穂積中学校にて、非核平和都市宣言10周年を記念して、被爆アオギリ二世植樹式を実施しました。被爆しながら再び芽吹いたアオギリは、多くの広島市民に希望を与えました。当日は、たくさんの生徒が見守る中、7人の生徒の代表とともに、平和の輪を広げる願いを込めてアオギリを植樹いたしました。また、今年は終戦から75年目の節目の年となりましたが、戦後生まれの人口が全体の8割を超え、戦争を実体験している人が少ない社会となり、戦争が記憶から歴史へ変わりつつあります。それでも、戦争の悲惨さや平和の大切さを将来へ伝えていくことは重要なことと考えます。8月には、瑞穂市平和企画展を開催いたしました。植樹式の様子や小・中学校による平和学習のあゆみと題した感想文などを展示し、戦争や平和に対して考える機会となればと思い企画をしたものです。今後、世代が替わってもこのようなイベントやアオギリの苗木を通じて平和の大切さ、戦争を繰り返さないという思いをつないでいければと思います。今回の植樹に当たって穂積中学校の代表からは、平和が隠れている何げない日常に感謝し、アオギリを大切に育て、平和について考えていきたいと力強く語ってくれました。

これからの時期は、台風など災害への備えが特に必要な時期を迎えます。災害対策の計画として昨年度から継続して策定をしてきました瑞穂市国土強靱化地域計画案のパブリックコメントが終了しましたので、瑞穂市防災会議の委員の意見をお聞きし、本定例会中に本計画を追加上程して議会の議決をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

この計画は、どんな災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう策定するものです。完成後は、本計画に基づく事業の実施を通じて安心・安全な瑞穂市を目指していきたいと考えています。

今年は国勢調査の年でもあります。今回の調査は21回目にあたり、実施100年の節目を迎えるものであります。10月1日が基準日になりますが、日本国内に住んでいる全ての人と世帯を対象とする大変大規模な調査になります。コロナ禍にあって対面での回収はできませんが、自治会の方々など、多くの調査員の方にお世話になっております。この調査の結果は、地方交付税の配分額の算定にも用いられる重要な調査になりますので、正確なデータが得られるよう努めてまいりたいと思います。

本日の定例会においては、平成31年度の決算が出そろい、財政状況も明らかになりましたので総括しますと、学校給食事業特別会計以外の実質収支は、例年同様、黒字となりました。学校給食事業特別会計は新型コロナウイルス感染症の影響で、学校、その他の施設が休止となったことによる給食負担金の減とともに、材料費やその補償費などの歳出があり、平成31年度決算を

一般財源で補填し、ゼロ決算となっています。

普通会計ベースでの基金の積立金現在高は、昨年度より7億4,275万6,000円増額となりましたが、地方債現在高も前年度より1億753万9,000円の増額となっております。財政指標の状況を見ますと、財政力指数においては、前年度と同数値の0.78となっており、経常収支比率においては、前年度より0.6%上がり86.2%となっております。実質公債費比率は、報告第7号でも報告いたしましたが0.6%となっております。

昨年度の決算に係る報告は以上ですが、総括して基金、起債ともに増で、経常収支比率は若干上がりましたが、実質公債費比率は下がり、財政の体力的に問題はないと思いますが、今年度はコロナウイルス感染症により、予算も激しく変動をしていますので、慎重な財政運営が必要であると言えます。今後とも、常に健全財政を意識してまいりますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回、上程します議案は、人事案件に関する案件が1件、条例改正に関する案件が2件、決算の認定及び剰余金の処分に関する案件が9件、補正予算に関する案件が5件の合計17件であります。

それでは、順次提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 竹本美晴氏の任期が令和2年12月31日に満了することから、引き続き竹本美晴氏を、また畑幸房氏の任期が同日に満了となることから、新たに河合京子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第52号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第54号平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額178億7,924万7,000円、歳出総額171億7,935万9,000円、差引き額6億9,988万8,000円のところ、翌年度へ繰り越すべき財源4,732万6,000円を除くと、実質収支額は6億5,256万2,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると市税、地方特例交付金、国庫支出金等で5億1,768万5,000円の増額となり、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等で12億6,215万3,000円減額となり、総額

7億4,446万8,000円の減額となりました。

歳出では、前年度と比較すると総務費、民生費、衛生費、商工費、教育費で5億3,630万7,000円増額となり、議会費、労務費、農林水産業費、土木費、消防費、公債費で10億8,091万1,000円減額となり、総額5億4,460万4,000円の減額となりました。

次に、議案第55号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額48億4,763万8,000円、歳出総額47億6,335万7,000円、差引き額8,428万1,000円となりました。単年度収支は1億7,260万3,000円の赤字であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億2,059万円、県支出金30億9,203万3,000円、繰入金4億5,403万3,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費30億1,021万4,000円、国民健康保険事業費納付金13億4,763万2,000円などであります。

次に、議案第56号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額5億3,436万5,000円、歳出総額5億2,497万8,000円、差引き額938万7,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億9,314万円、繰入金1億557万7,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億8,810万6,000円であります。

次に、議案第57号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2億8,757万1,000円、歳出総額2億9,079万3,000円、差引き額はマイナスの322万2,000円となりました。これは、3月の小・中学校の臨時休校による給食停止が影響し、既に発注済みの食材に対する支払いが発生したためです。この歳入不足分については、一般会計歳計現金の繰替流用により補填をいたしました。

平成31年度の1日当たりの給食人員は6,857人で、中学校においては、181日間の給食を実施してきました。

次に、議案第58号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2,443万2,000円、歳出総額2,251万2,000円、差引き額192万円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料658万2,000円、一般会計繰入金1,579万5,000円となりました。

歳出は、農業集落排水事業費1,160万1,000円、公債費1,091万1,000円となりました。

次に、議案第59号平成31年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出について、収入総額 5 億6,971万9,000円、支出総額 4 億6,162万7,000円となりました。

損益については、純利益7,667万9,000円となりました。また、資本的収入及び支出については、収入総額6,776万8,000円、支出総額 4 億5,221万8,000円となりました。

次に、議案第60号平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてであります。

瑞穂市下水道事業会計は、平成31年度から地方公営企業法の財務規定を適用する企業会計方式の下水道事業会計に移行しました。収益的収入及び支出について、収入総額 2 億2,518万8,000円、支出総額 1 億9,512万6,000円となりました。

損益については、純利益2,948万7,000円となりました。また、資本的収入及び支出については、収入総額4,793万4,000円、支出総額9,806万5,000円となりました。

次に、議案第61号平成31年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金 2 億5,700万7,000円のうち、減債積立金に700万円、建設改良積立金に7,000万円を積立て、1 億7,980万9,000円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第62号平成31年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金2,948万7,000円の全額を減債積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第63号令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

地方自治法第218条第 1 項の規定により、議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億6,585万7,000円を追加し、総額266億6,864万5,000円として、地方債の補正を 2 件行うものです。今回の補正では、地方財政法第 7 条の規定により、前年度決算剰余金の処分として公共施設整備基金積立金に 3 億2,700万円を計上しました。

歳入の主なものは、地方交付税を 1 億8,934万7,000円、前年度繰越金を 3 億5,256万2,000円、市債を6,680万円、それぞれ増額し、地方消費税交付金 1 億1,273万5,000円を減額しました。

歳出の主なものは、土木費となりますが、用地交渉が完了した道路新設改良費や舗装工事、転落防止柵設置工事、水路改良などの維持補修工事費、県の事業に関連した新堀川改修事業の市道附帯工事委託金など合わせて 1 億5,749万7,000円を増額いたしました。また、下水道事業の調査・設計業務委託の施行に伴い、下水道事業会計繰出金を3,294万6,000円計上しました。

コロナウイルス感染症対策費として、民生費の家庭児童相談室運営事業、生活困窮者自立支援事業や衛生費の母子保健事業、子育て世代包括支援センター事業で感染症対策物品の購入費として、合わせて158万円を増額いたしました。また、今年度のコロナウイルスの影響により、事業費が減少となった主なものとして、商工費では、ふれあいフェスタの中止により990万9,000円の減額、消防費では県の操法大会の中止などにより、非常備消防費1,105万1,000円を減額し、教育費では夏休みの期間短縮により施工が困難となった工事費など2,706万8,000円を

減額いたしました。

次に、議案第64号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億1,032万円を追加し、総額46億6,217万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、基金積立金4,500万円、諸支出金6,418万1,000円の増額などであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金8,428万円、繰入金2,004万円、国庫支出金600万円の増額などあります。

次に、議案第65号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,068万2,000円を追加し、総額6億270万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金607万7,000円、一般会計繰出金444万4,000円であり、歳入は、前年度繰越金938万6,000円、広域連合負担金精算金129万6,000円あります。

次に、議案第66号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

平成31年度の決算額の確定に伴い、歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金を92万円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

最後に、議案第67号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入の予定額を642万2,000円増額し、収益的支出の予定額を85万8,000円増額するものであります。また、資本的収入及び資本的支出の予定額をそれぞれ292万8,000円増額するものであります。

以上、17件の議案につきまして概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 堀廉君。

○代表監査委員（堀 廉君） 代表監査委員の堀廉でございます。よろしくお願いいたします。

令和元年7月1日から代表監査委員に就任しております。

本年の4月26日の選挙に基づいて、今回議員になられた方は初めてお目にかかることになるかと思いますがよろしくお願いいたします。

私も就任して昨年からもう1年2か月たちましたので、引き続き公正不偏の態度をそのまま持ち続けた上で行政をしっかりと監査していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

決算審査におきましては、私と今回議会のほうから選任されました杉原克巳監査委員と2人で監査をさせていただきました。

それでは監査委員を代表いたしまして、私のほうから決算審査の結果について御報告をさせていただきますと思います。

決算審査の対象につきましては、お手元のほうの議案第54号から議案第58号、令和2年8月24日付、瑞穂監第11号、それから同じく11号の中で書いてあります瑞穂市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の1ページのところに書いてございますとおり、平成31年度の決算部門と同じなんです、一般会計と4つの特別会計について、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書の7部門を併せて審査させていただきました。

それ以外に議案第59号のほうに書いてございますが、同日の瑞穂監第12号で、平成31年度瑞穂市水道事業会計決算審査意見、それと議案第60号で、同日瑞穂監第13号におきます平成31年度瑞穂市下水道事業会計決算審査意見について審査させていただきました。

詳細につきましては、意見書で後日御覧いただくということで、私のほうからは決算審査に関しまして審査の結果と、それから意見については要点を絞り説明させていただきたいと思います。

まず1点目の審査の結果についてでございますが、資料のほうの1ページのところにおける4番の審査の結果のとおり、審査に付された議案第54号から議案第58号の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに議案第59号の瑞穂市水道事業会計の決算及び議案第60号の瑞穂市下水道事業会計決算につきましては、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数につきましては、関係諸帳簿と照合いたしましたところ、正確であることを認めました。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算総額についてでございます。

歳入につきましては235億7,325万4,638円、歳出につきましては227億8,099万8,175円であり、前年度と比較しますと歳入につきましては11億4,609万4,525円、歳出につきましては7億5,079万8,476円、それぞれ減少という結果になりました。

歳入歳出差引額でございますが、7億9,225万6,463円であり、翌年度に繰り越すべき財源4,732万6,000円を差し引いた実質収支額は7億4,493万463円となり、これ予算の執行状況はおおむね適正に行われているものと認めました。

また、基金の運用状況につきましても8億5,633万9,560円増加しており、関係諸帳簿と符合しており、いずれも正確であるということを認めました。

次に、審査の意見についてということでございます。

まず一般会計の収入済額ですが、178億7,924万7,599円であり、前年度186億2,371万4,715円と比較しますと、7億4,446万7,116円減少しましたが、これは自主財源でありますところの繰入金及び諸収入の収入済額の合計額は前年度に比較して9億8,931万6,604円と大幅に減少したことによるものでございます。

項目別に言いますと、まず市税につきましてですが、収入済額は71億4,580万2,605円で、前年度70億4,734万694円と比較しますと、9,846万1,911円の増加となりました。

税目別に見ますと、市民税が5,470万6,860万円増加し、固定資産税が2,671万661円増加となっております。自主財源の根幹をなす市税の比率というのは40.0%ということになっており、昨年度の37.9%と比べますと2.1%の増加という数字になっております。

収入未済額につきましても568万8,284円増加をしております。今後につきましては、先ほども市長のほうからもお話があったと思いますが、税収の減少が今後予測されるという上で、収入未済の増加というものにつきましては、逆に放置しますと不納欠損につながることから、自主財源の根幹をなす市税の確保というものについては、継続して努力をしていっていただきたいと思っております。

一方、ふるさと応援寄附金の関係ですが、収入済額は5億2,277万4,000円となっており、前年と比較しますと1,369万9,800円と若干減少しておりますが、このふるさと応援寄附金につきましても、市の減収を補うものですから、先ほども申し上げましたとおり、税収の減少が予測される状況下におきまして、瑞穂市の地場産品の発掘も視野に入れたところで自主財源の確保に向けて関係部局が一体となって努力をされることを望んでおります。

次に、歳出の削減についてであります。一般会計の支出済額は171億7,935万8,824円あります。前年度と比べますと5億4,460万4,143円減少しました。その中で、負担金、補助金及び交付金につきましては、前年度と比較しまして7,261万4,507円の増加となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、事業の活動や実施の状況が制限されております。そこで、事業内容が例年とは異なるとは推測されますが、交付された交付先から申請されたとおりに補助をするのではなく、その補助対象となる事業内容と実態をよく精査していただいた上で適正な執行をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計、それと後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度より市町村単位による運営ということから県単位化に移行しております。この国民健康保険税につきましては、調定額が12億4,893万6,210円であり、昨年度と比べますと4,793万6,465円の減少となっております。

それに対して、収入未済額というものが前年度より増加しております。今後につきましても、

この医療費の動向を見据えながら医療費の適正化、収納率の向上に取り組んでいただき、国民健康保険事業の健全運営を図っていただきたいと思います。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、保険料の収入済額は3億9,314万300円と、昨年に比べまして2,513万6,882円増加したものの、収入未済額が301万3,400円となり、昨年度と比べまして142万2,700円の増加となっております。後期高齢者医療広域連合会への納付金も4億8,810万5,858円と増加の一途をたどっております。

疾病等の予防や早期発見などが期待できるこの医療費の適正化につながる、すこやか健診・さわやか口腔健診のさらなる受診率の向上に向けて、丁寧な啓発をしていただき、医療費の抑制の実施を図っていただきたいと思います。

次に、学校給食事業特別会計についてであります。

当年度の実質収支額は322万1,810円の赤字となりましたが、一般会計から同額の繰替流用により補填しております。この原因は、コロナウイルス感染防止対策により学校の一斉休校に伴いまして3月分の給食負担金の収入がなくなった上に、既に発注済みをしておりましたところの食材等及び補償費等の支払いが生じたことによるものでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で予測不能な状況の中で、予備費のない学校給食事業特別会計においては事業運営が容易でないことは十分推測されますが、当年度の資金繰りにおいて現金の不足が生じておりますので、一般会計の現金を繰替流用し支払処理を行っており、収支に不足が生じたときには、次年度の歳入を当該年度に繰上げを行う繰上充用等の手続をするなどの策を講じるべきではなかったかとは思っております。令和2年度から学校給食事業特別会計は廃止となりまして、一般会計に統合されております。一般会計に統合されたからということで漫然と予算を執行するのではなく、常に収支のバランスの均衡を図った上で健全な学校給食事業運営を行っていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計についてでございます。

これは昨年と同様、特に申し上げることはございません。ただ、施設・管路の老朽化による維持管理費の増嵩が避けられない中で、資産台帳等を適切に整備していきながら効率的な運営に引き続き資するように計画していただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、予算の管理についてでございます。

予算の管理については、歳入においては4月に実際調定すべきものが10月になったとか、10月に納入通知書を発行したため、納入の通知が大幅に遅れるというような不適切な事案も発生しております。ただ、こういうことがありますと納入者に迷惑をかけることに、市への信頼というのも失いかねない、失墜するということとなりますので、今後は適切に処理をしていただきたいと思います。

また、歳出につきましては、報酬の支払いを失念しまして未払いになったりとか、請求日か

ら約5か月も遅れて支払ったりというような不適切な事例も実は見受けられました。組織としてのチェック体制が機能していない、事務管理が行われていない事案だとは思いました。今後は事務管理を適正に行っていただき、組織としてのチェック体制を機能させ、正確な会計処理をしていただきたいと思います。

次に、予算流用と予備費充用につきましてでございます。

予算流用につきましては、年度当初に予算流用をしているものが多数見受けられました。年度当初の予算流用というのは逆に言いますと、当初の予算の積算の正確性を疑われかねないということもございまして、適切な予算計上を行っていただきたいと思います。

予備費充用につきましては、不測の事態における予算の過不足のために生じるものであり、予算の未計上によるものを本来不測の事態とは言い難いものでございます。そういった事例が見受けられました。本年度は、特に新型コロナウイルス関連で不測の事態が起り得るとは推測されますが、必要に応じたところでの補正予算を組むなど、適正に行っていただきたいと思います。

その他としましては、本年度決算審査の段階では、予算の管理とか流用・充用のところでお話をさせていただきますと、その中で若干、規律の緩みというものも見受けられたことを感じられました。結果として、規律の緩みというものは財政事務上のリスクの発見とか予防を妨げ、健全な運営の支障となりますので、これを機に事務管理の充実を図っていただきたいと思います。

今後の市政運営についてでございますが、瑞穂市の人口は令和2年3月末時点で5万5,016人、昨年度と比べまして281人の増加となりました。このうち老年者、65歳以上の人口は1万1,733人ございまして、前年度に比べて212人の増加となっております。逆に年少人口につきましては8,716人ということで、前年度と比較しまして8人減少となっております。瑞穂市における人口というのは増加しているものの、少子高齢化というのが進行している状況であるかとは思っています。

当市の人口構成を見ますと、高齢者の割合が21%を超えるという超高齢社会に突入し始めたのではないのかなという認識をしております。医療や介護などの社会保障、子育て関連費用の増加とか、あと公共施設の老朽化による経費の増高への対応、下水道事業、庁舎移転事業、それから穂積駅周辺の整備事業など、大型の事業が予定されておまして、歳出の増加というのは免れません。反面、税收全体で減収が見込まれ大変厳しい状況が予測されますので、必要な事業を見極め、市民サービスの低下につながることをないように努めていただきたいと思います。

今後、繰り返しにはなりますが、終息の予測ができないコロナ社会では、前年踏襲で進むのではなく、必要に応じた見直しを行いながら進めていくという柔軟な対応が問われると思いま

す。それで情勢の変化にアンテナを立てつつ、安定的な財源の確保に努め、財政計画を立て事業に取り組んでいただきたいと思います。

このほか、財政健全化審査、それから農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計について調査しました。財政健全化判断比率につきましては、先ほど市長のほうからも御説明がありましたが、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担率は発生しておらず、実質公債費比率も昨年度と比べて1.1%から0.6%に、つまり0.5%下がっております。4つの会計における経営健全化判断比率については、全く問題がないと考えております。

審査の結果は以上であります。本年度の審査期間で、いわゆるうっかりミスと言われる部分も多々見受けられました。決算審査の際に細部の事項については、その都度、口頭で伝えておまして、早急な改善がされるということを望みまして、私の報告にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） これで監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時51分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第51号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第51号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第51号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこでまず、竹本美晴君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、竹本美晴君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に竹本美晴君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に竹本美晴君を適任とすることに決定しました。

次に、河合京子君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、河合京子君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に河合京子君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に河合京子君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第51号人権擁護委員の候補者の推薦については、両名とも適任とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。ありがとうございました。

延会 午前10時54分